

社会福祉法人 桑友

定 款

社会福祉法人 桑 友 定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 地域活動支援センターの経営
- (ハ) 相談支援事業の経営
- (ニ) 障害者就業・生活支援センター事業（生活支援事業）の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 そう ゆう 桑 友 という。

(経営の原則)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を島根県松江市天神町 93 番地に置く。

第 2 章 役員及び職員

(役員の数)

第 5 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6 名
 - (2) 監 事 2 名
- 2 理事のうち 1 名は、理事の互選により、理事長となる。
 - 3 理事長は、この法人を代表する。
 - 4 理事長は、理事を理事の同意を得て常務理事とすることができる。

- 5 常務理事は、理事長の命を受けて法人の日常業務を理事長に代わり処理する。
- 6 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
 - 3 理事長任期は、理事として在任する期間とする。

(役員選任等)

- 第7条 理事は、評議員会において選任し、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、評議員会において選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第8条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
 - 3 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
 - 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
 - 5 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
 - 6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意志を表示した者は、出席者とみなす。
 - 7 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 8 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
 - 9 議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第10条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第11条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び島根県知事に報告するものとする

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

第12条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する障害福祉サービス事業所等の長（以下「管理者等」という。）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第13条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会及び評議員会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、法人及び施設運営に係る専門分野について理事長の相談に応じ、理事会に助言を与えることができる。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、13名以上19名以下の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
- 9 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
- 10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第17条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

- 2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

(評議員の任期)

第18条 評議員の任期は2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 評議員は、再任されることができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に限る。)

(資産の管理)

第21条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(特別会計)

第22条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予 算)

第23条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決 算)

第24条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、社会福祉法人 桑友 の法人事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第25条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第26条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第27条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 公益を目的とする事業

(種 別)

第28条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者就業・生活支援センターの事業（雇用安定等事業）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第29条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第6章 解散及び合併

(解 散)

第30条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第32条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、島根県知事の認可を受けなければならない。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得て、島根県知事の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を島根県知

事に届け出なければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、社会福祉法人 桑友 の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

2 解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、前項に加え官報によって公告する。

(施行細則)

第35条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	小 嶋 勇
理 事	福 田 賢 司
理 事	加 藤 公 美
理 事	山 根 勲
理 事	岩 田 守 弘
理 事	高 橋 重 徳
理 事	武 田 文 夫
理 事	坂 根 実季陽
理 事	武 田 牧 子
監 事	犬 山 春 江
監 事	鎌 田 澄

附 則

2 この定款は、平成 5 年 10 月 12 日より施行する。(法人設立認可)

3 この定款は、平成 7 年 3 月 14 日から施行する。(定款準則改定に伴う変更並びに資産の追加)

4 この定款は、平成 9 年 3 月 18 日から施行する。(定款の変更並びに資産の変更)

5 この定款は、平成 9 年 10 月 28 日から施行する。(事業追加に伴う定款変更並びに資産の追加)

6 この定款は、平成 10 年 8 月 11 日から施行する。

(定款準則改定に伴う変更、事業追加に伴う変更並びに資産の追加、施設名の一部変更)

7 この定款は、平成 10 年 12 月 28 日から施行する。(事業追加に伴う定款変更並びに資

産の追加)

- 8 この定款は、平成 11 年 11 月 15 日から施行する。(公益を目的とする事業の追加に伴う定款変更)
- 9 この定款は、平成 12 年 9 月 5 日から施行する。
(精神保健福祉法の改正及びグループホームさわやか荘事業開始、社会福祉事業法名称変更に伴う変更)
- 10 この定款は、平成 15 年 3 月 5 日から施行する。
(精神保健福祉法の改正に伴う精神障害者短期入所事業の追加及び定款準則改定に伴う定款変更)
- 11 この定款は、平成 16 年 6 月 22 日から施行する。(事業の追加及び公益を目的とする事業の追加に伴う定款変更)
- 12 この定款は、平成 17 年 6 月 6 日から施行する。(事業追加に伴う定款変更並びに資産の追加、法人所在地の変更、施設名の一部変更)
- 13 この定款は、平成 18 年 1 月 13 日から施行する。(定款準則の一部改定に伴う変更並びに事業追加に伴う変更)
- 14 この定款は、平成 18 年 6 月 14 日から施行する。(定款準則の一部改正に伴う変更)
- 15 この定款は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。
(障害者自立支援法の施行に伴う事業の変更及び追加、施設名の一部変更)
- 16 この定款は、平成 19 年 6 月 12 日から施行する。
(定款準則の一部改正に伴う変更、障害者自立支援法の施行に伴う事業の変更、厚生労働省職業安定局の指導による変更及び追加、収益事業の廃止)
- 17 この定款は、平成 21 年 10 月 15 日から施行する。
(収益事業廃止時の変更漏れの修正、県指導による定款準則に則った変更)
- 18 この定款は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
(WANA JAPAN 新体系移行による事業の変更)
- 19 この定款は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
(法人の組織運営をより円滑に進めるための変更)
- 20 この定款は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
(診療所の事業の廃止に伴う変更)
- 21 この定款は、2013 年 4 月 10 日から施行する。
(理事及び評議員の定数の変更に伴う変更、他)
- 22 この定款は、2014 年 4 月 1 日から施行する。
(地域活動支援センターの名称の変更)
- 23 この定款は、2015 年 4 月 1 日から施行する。
(評議員の定数の変更に伴う変更)